

アエル 110 番

《臨時無料電話相談》

アエル株式会社が、平成20年3月24日、民事再生手続開始申立てを行い、東京地方裁判所は、同月27日、民事再生手続開始決定を行いました。民事再生手続は、アエル株式会社と取引のある方（従前取引があったが現在は完済済みの方も含む）の権利義務に大きな影響を及ぼす可能性があります。

そこで、同社の民事再生手続に関する110番を下記の要領で実施します。これらの問題に詳しい弁護士が対処の方法について適切なアドバイスを行います。アエル株式会社と取引のある（あった）方はぜひご利用ください。



日 時 : 平成20年6月2日（月）

午前10時～午後4時

電話番号 : 03-3581-2810

*** 当日のみの電話番号となります**

相談対象 : アエル株式会社と取引のある方
（完済済みの方も含む）

相談料 : 無料

主 催 : 東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会

問合せ先 : 東京弁護士会法律相談課 TEL : 03-3581-2206